

2008

January

No.476

# 京都の福祉

発行 京都府社会福祉協議会



1面…もえくさ

2面…年頭あいさつ

3面…特集 座談会

障害者自立支援法施行一年を振り返る

8面…子育てリレーエッセイ⑤

## 主な記事

60歳の定年期を迎えた。▼定年退職する団塊の世代は、機能低下していると言われる地域社会に、量だけではなく多彩な高い能力と技術を持つた、新たな担い手としての期待が持たれている。▼「きっかけが見つからない」、「何から始めていいかわからない」という会社人間だった退職者のために、地域への第一歩を踏み出しきっかけ作りとして、団塊世代の地域アビュースキップする講座・セミナーや教室の開催が実現したことの報告が掲載されている。▼さわやか福祉財団の堀田理事長は、「働き盛りの男性、彼らに地域活動やボランティア活動に参加してほしいのですが、仕事が忙しくて時間的な余裕がなく、難攻不落ですね」(日経新聞「私の航海図」と述べておられる)。▼確かに現役の企業人は、在職中にはなかなか地域でいくことが難しい。その攻め口として地域の社会福祉協議会と企業(労働組合)の取組みは、働き盛りの人の地域活動やボランティア活動への参加のきっかけとして大きな効果が期待できる。▼現役の時からの関わりによって、退職後

スムーズに地域社会に踏み出せるのではないかだろうか。▼府社協も、企業の社会貢献・地域貢献への関心が高まる中で、企業と福祉との新たな「連携」「協働」の橋渡しをする事業展開を進めているところである。▼皆様と手を携えて「安心と希望の持てる温かい地域づくり」をめざして全力を尽くしてまいります。本年もよろしくお願い致します。

▼新年明けましておめでとうございます。▼1月は、冬のスポーツの一つであるラグビーの全国の高校・大学・社会人の決勝戦が行われ、毎年テレビ観戦を楽しみにしている。「一人はみんなのために、みんなは一人のために」の精神で目標に向かって競技することに魅力を感じるこの精神は、地域でのボランティア活動にも共通するものがあるのではないだろうか。▼昨年は「2007年問題」と言われた1947年から1949年に生まれた「団塊の世代」のトップバッターが、60歳の定年期を迎えた。▼定年退職する団塊の世代は、機能低下していると言われる地域社会に、量だけではなく多彩な高い能力と技術を持つた、新たな担い手としての期待が持たれている。▼「きっかけが見つからない」、「何から始めていいかわからない」という会社人間だった退職者のために、地域への第一歩を踏み出しきっかけ作りとして、団塊世代の地域アビュースキップする講座・セミナーや教室の開催が実現したことの報告が掲載されている。▼さわやか福祉財団の堀田理事長は、「働き盛りの男性、彼らに地域活動やボランティア活動に参加してほしいのですが、仕事が忙しくて時間的な余裕がなく、難攻不落ですね」(日経新聞「私の航海図」と述べておられる)。▼確かに現役の企業人は、在職中にはなかなか地域でいくことが難しい。その攻め口として地域の社会福祉協議会と企業(労働組合)の取組みは、働き盛りの人の地域活動やボランティア活動への参加のきっかけとして大きな効果が期待できる。▼現役の時からの関わりによって、退職後

1

## もえくさ

photo/竹毛希望の家(福知山市)の干支置物づくり

本紙は、共同募金の配分金によってつくられています。

# 誰もが“人として尊厳のある生活”を実現していくために

あけましておめでとうございます。

昨年は、「安心と希望の持てる温かい地域づくりの実現」をめざし、市町村社会福祉協議会や民生委員・児童委員の皆様方、さらに社会福祉施設や各関係団体の皆様方と手を携えて、「高齢者見守り隊事業」や「福祉でまちづくり事業」、さらに災害時における要援護者支援を含む災害ボランティア活動の体制整備等に取り組んでまいりました。

また、企業の社会貢献活動を、京都の福祉の新たな創造につなげることをめざした取組みにも着手することをめざしました。

安心と希望の持てる地域づくりを進める、こうした地域活動が展開できますのは、京都府をはじめ関係各位の温かいで理解とご支援の賜ものと深く感謝をしているところでございます。

さて、ご承知のとおり、社会福祉の構造改革と規制緩和が進められるもとで、昨年は「コムスン不正事件」が起こりました。利用者不在の経営主義に陥れば、それは



京都府社会福祉協議会  
会長 立石 義雄

利用者やそこで働く従事者と家

族にまで影響を及ぼし、福祉の充実を願う人々から信頼と希望を奪うという象徴的な出来事をいたしました。

また、今日、福祉現場では介護サービス等の報酬水準が低すぎるため、人材確保難とともに人件費の抑制や非正規職員の増加が深刻化しており、これまでの福祉水準が維持できなくなっています。福祉従事者の待遇改善と社会的な地位向上は焦眉の課題となっています。

いま格差拡大社会のもとで、国民

生活のセーフティネットである生活

保護制度を見直そ

うという動きもあります。貧困の連鎖で悲しい事件を

繰り返してはなり

ません。本会としても、様々な福祉問題を抱える人々のニーズ

を地域社会でしっかりと把握し、

地域で誰もが“人として尊厳のある生活”を実現していくために、

より広範なネットワークの構築をめざし、皆様と手を携えて取り組んでまいる所存でございます。

本年も昨年同様、ご指導、ご

協力をよろしくお願いしますと

ともに、新しい年の始めに当たり、

皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

私たちの京都府には、北から南まで、豊かな自然・環境との親和の精神、世界に誇る文化・伝統、独創的な人材や優れたものづくりの技が今も脈々と息づいています。改めて私たちは、「京都」が誇りとする文化と環境に思いを馳せ、地域における信頼と絆をより一層強めていくことによって、京都の「未来の扉」を開いていかねばなりません。

「安心・安全、希望の京都」づくりのため、本年も全力で京都府政を推進してまいりますので、府民の皆さんのが積極的に参加を心からお願いいたします。



## 「京都」を日本の「未来の扉」に

京都府知事 山田 啓二

新しい魅力や価値の創造に取り組んでまいります。

「未来の扉」は、もちろん地域力だけではありません。京都には世界に誇る「文化」、そして世界に発信し続けてきた「環境」に対する思いがあります。

今秋は、世界に誇る古典文学の華ともいえる「源氏物語」の千年紀（ミレニアム）にあたります。今ひとつたび、日本文化の原点の一つであるこの汲めども尽きない素晴らしい古典の水脈から、現代の日本が失いかけている大切なものを汲み上げる機会にしたいとのこの

一年、産学公を挙げ様々な取組が展開されます。平成二三年には京都で「国民文化祭」も開かれますが、日本文化の「未来の扉」を開けるためにも「京都」の力が求められています。

そしてこの六月には、京都迎賓館等を舞台に「G8サミット外相会合」が開催されます。ポスト京都議定書に向けた地球環境問題などの重要テーマが話し合わ

れる、北海道の首脳会合と相俟つて、ここ京都の地から全世界へメッセージしていくことになります。その

ためにも京都市はじめ市町村と連携し、環境を守り景観を維持する試みをさらに充実させなければなりません。

ここにも環境の「未来の扉」があります。

さらに、地域力再生のセカンドステージとして、

もう一度原点に帰つて府政の点検を進め、府民視点に立った府庁の行政改革をしっかりと実行していく

かなければならぬと思っております。

さらに、地域力再生のセカンドステージとして、

主役の新たな行政を確立するという住民自治の「未来の扉」を開け、引き継ぎ教育・医療・福祉・産業・雇用・環境・文化等の多岐の分野にわたり、京都の

# 特集 座談会

## 障害者自立支援法施行一年を振り返る

### ～障害者福祉の現状と今後～

コーディネータープロフィール



●武田 康晴 氏  
華頂短期大学准教授。  
現場や当事者と接点を持ち多様な活動を行っている。

出席者プロフィール



●小森 猛 氏  
京都頸髄損傷者連絡会理事。  
当事者でもあり、自身で障害福祉サービス事業所を運営している。



●廣瀬 明彦 氏  
社会福祉法人相楽福祉会常務理事。  
花園大学准教授。精神障害者のケアホーム等の立ち上げに関わっている。



●高木 恵子 氏  
洛西愛育園（発達障害児通園施設）  
施設長。  
現場一筋で地域に密着した活動展開に意欲的に取り組んでいる。

### 自立支援法が福祉の現場に与えた影響

#### II 応益負担と報酬単価の切り下げ II

【武田】 まず最初に、障害者自立支援法（以下、自立支援法）の本格施行後1年を経た現在、それを感じているところを率直

2006年4月からの障害者自立支援法の施行に伴い、本誌では2006年7月号から2007年3月号まで6回にわたり、「障害者自立支援法についておもうこと」を関係者の方々に執筆いただきシリーズで掲載しました。今号では、そのまとめとして、法の本格施行から1年を経過した現状と障害者施策の今後について、武田康晴氏（華頂短期大学）をコーディネーターに、3名の関係者の方々にお話しをしていただきました。

ただ、私の場合、福祉サービスを利用する消費者でありながら、一方ではヘルパー派遣事業所を運営しているので、利用者と事業者という、やや特殊な立場にいます。そういう者から自立支援法を見るとやはり

【廣瀬】 私は知的障害者ケアホームの同居人です（笑）。私たち相楽福祉会は「できれば施設ではなく地域で暮そう」という方針を

当事者で、頸髄損傷者連絡会という当事者団体の役員をしています。頸髄損傷というものは中途障害で、障害を負うとそれまで持っていたさまざまな権利をも失ってしまうことが多いんですね。そこで連絡会では、障害を持つつ地域で暮らし続けるために、失った権利の回復を求めて運動や活動をしています。

ただ、私の場合、福祉サービスを利用する消費者でありながら、一方ではヘルパー派遣事業所を運営しているので、利用者と事業者という、やや特殊な立場にいます。そういう者から自立支援法を見るとやはり

【廣瀬】 私は知的障害者ケアホームの同居人です（笑）。私たち相楽福祉会は「できれば施設ではなく地域で暮そう」という方針を

# 障害者自立支援法施行一年を振り返る

掲げて、37年間、障害のある人たちを支援してきました。その立場から戦後の福祉を振り返ると、まず先に福祉ニーズがあつて、それに応えようと頑張るなかで不十分ながらも要求が制度化されて、当事者・家族や支援者としては「頑張れば、いはずは制度という形で実現するんだ」と希望を抱くことができたように思います。しかし、自立支援法はその流れを一気に壊したのではないでしようか。その意味で、戦後未曾有の出来事だったと思します。

まず問題だと思うのは、介護給付と訓練等給付と地域生活支援事業という「逆三角形」の制度設計です。これはつまり、ニーズのなかでも私たちが最も重視してきた「社会参加」の部分を切り捨てて、地域生活支援事業という形で市町村に渡し、「介護」と「職業的自立」だけが制度設計の大きな柱になる、国はその責任を放棄するようなもので、とんでもないことだと思います。

日払い方式については、利用者が日々

よって使いたいサービスを選択できるという意味では望ましいのですが、その理念を逆手にとってこれまでの月払い方式から日払い方式になり、事業者側は大幅な減収となっています。また、通所授産施設の職員配置基準が利用者7・5人対1人から3・4人対1人になったことで、利用者側からは手厚い配置になつたようになりますが、利用者一人当たりの報酬

単価が同じなので、同じ報酬額で沢山の職員を配置することになり、施設側は職員給与の切り下げを余儀なくされ、正規雇用が減らされた分は非正規雇用に置き換えられるなど、低かった労働条件がなお一層低下しています。そうした状況を反映して、すでに福祉職の養成機関が定員割れを起こし始め、人材が福祉現場に流れない動きが表面化しつつあります。（※福祉人材確保について本誌2007年9月号参照）

ケアホームについても、たしかに地域生活支援事業だから利用はできるが、これまで入浴援助や夜間の見守りなどでヘルパーを利用した形でケアホームを利用していた人にすれば、3年間の経過措置で単価切り下げのうえで生き延びているような状態です。

こうしてみると、自立支援法は、「当事者主体」を装いながら、徹底してこれまでの「頑張れば前進する」という流れに逆行しているように思います。



【高木】私は発達に制約をもつ児童の通園施設の園長をしています。私たちの園は、

子どもたちについて、「障害児」から「障害者」になるとされるのではなく、「制約を持った子どもたち」という視点で接している。この子たちが持てる力を發揮しながら社会への第一歩を踏み出す場となることをめざしています。

保護者にアンケート調査をした結果は、もともと幼稚園や保育園に通つてお金を払いました。たぶん日払い方式になつて、開

そうなると、経験は浅くても年齢の若い職員を雇つた方が経済的には有利ですが、果してそれで療育の質が保てるのか、とても疑問です。優秀な人材を確保して育てるという点でも、廣瀬さんがおっしゃったとおり、自立支援法の流れは危険だと思い

まれていました。

廣瀬さんからは、今までは「ニーズをもとに頑張れば、時間はかかるが、制度も変えることができる少しづつ前進する」という展望が見えたが、逆行した現在では、これまでのように「足りないものは検証し、いい点を見つけて頑張る」では方向性が見えないというお話をいただき

うのが当たり前なので、利用料負担への保護者の抵抗感は少ないようでした。「自分たちがそれほど具体的な負担を感じないで済んでいる分、園が負担を背負っているのではないか」と心配している保護者もいます。実際、園の運営は厳しく、経験を積んだ職員を雇うのがかなり難しくなりました。今まで京都市はプール制という独自の措置で経験豊かな職員の人事費を保障していましたが、現在はその保障

土曜日も開けるというのは本末転倒、「職員の給与のため」「園の財政難のため」だと思いますし、それではまるでサービスの切り売りです。児童福祉というものは、子どもを社会の一員として育てる仕事ですから、サービスの切り売りではなく、お金も人手ももっと手厚くすべきで、その意味で、自立支援法の枠組みは、制約を持つ子どもたちの人権保障とは全く合いません。できれば幼児は自立支援法の対象から外してほしいし、法の改善策をうんぬんするような次元の問題ではない、というのが率直な思いです。

## 座谈会

**【武田】** 受ける介助が多ければ自己負担も重くなります。それを突き詰めていくと、権利として受けている介助に対しても金を払うこと 자체おかしいのではないかということですね。

**【小森】**障害者を独立した人格としてどう考えるのなら、負担も世帯ではなく障害者個人の所得に応じて考えるべきだと思思います。それに、なりたくて障害者になつたわけではないのに、受ける介助が多

**[武田]** みなさんのお話を通じて自立支援法の問題点が浮かび上がってきましたが、中でも共通していたのは応能負担から応益負担への転換という問題です。しかも、単に負担が増えただけでなく、世帯負担という考え方が導入されましたか？

されましたが、事業所が頑張り続けるまでもつのかという点も大きな課題だと思います。亡くなる人や地域で暮らせなくなる人が出るなど、現場・事業所ももう

==それで当事者の生活は?==

がひとつビジネスモデルになりつつあるのだと思  
います。たとえば報



されましたが、事業所が頑張り続けるまでもうのかという点も大きな課題だと思います。亡くなる人や地域で暮らせなくなる人が出るなど、現場・事業所ももう耐えきれないほど苦しい状況にあります。さらに高木さんからは、児童の特性と障害者自立支援法の枠組みが合わないのではないかという指摘だったと思います。

守り、観察、ゆとりを持った接觸」について、「そんな概念は無用」という流れで、目に見える時間を口割りで、「何時間だつたから、単価何円を払う」という考え方方が貫徹されつつあります。だから、「児童分野は自立支援法の枠外」とはならず、成る人もあるいは介護保険も含めて、社会保障

**【高木】** 私たちは保護者との面談をとても重視していますが、それは子どもたちの生活をトータルに支えたいと思うからです。面談の回数だけでなく

**【武田】**職員の「常勤換算」という考え方もおかしいです。みんなで分担して何時間かけてやつてきたことを、1人分で換算するというのは、まさに量で計るやり方だと思います。

酬単価の設定は、日払いの基準の問題だけでなく、懇談会・職員のミーティング・記録などソーシャルワークに含まれるすべての大切なことが費用として入ってきません。総合的な支援は評価せず、目に見える直接的なサービスだけを単価形態にして、それについてだけ報酬が払われます。だから、「見

んな概念は政治の世界にはない。そんなことにお金はかけられない」と厚生労働省は明言しています。私たちが大切にしてきた「見

おつしやったように、生きていくためには必要な介護を受けるのは、まさに生存権の問題ですから、それをお金に換算して、しかもその負担を障害者やその家族に求めるのは非人間的だと思います。

おつしやったよ」と、生きていくために必要な介護を受けるのは、まさに生存権の問題ですから、それをお金に換算して、しかもその負担を障害者やその家族に求めるのは非人間的だと思います。

「むつを代えるぐらい、なぜ1000万円のパートでできないのか」という議論が平然と行われ、海外の安い労働力を活用する話になっていくわけです。

〔廣瀬〕 同感です。日本の社会保障全体

とにお金はかけられない」と厚生労働省は明言しています。私たちが大切にしてきた「見

**[廣瀬]** 小森さんが言つたとおり、トイレ  
介助何円とか、人間がぶつ切りで生きて  
いるはずがありません。それは児童も同じで

て何円払うかという話ばかりで、人間が生きること、人格を持つ存在としてトータルにケアすることなどは吹っ飛んでいます。

# 障害者自立支援法施行一年を振り返る

【高木】 そのような中でも、現場レベルでは限りなく「福祉を語る」ということを続けないといけないと感じます。私たちの対象は子どもなので、やることはないけれどあるし、夢もあるし、将来に向けてしなければいけないことがたくさんあります。だから、給料が下がり、ボーナスが出ない中でも、子が育つ環境をつくっていきます。多くの職員や仲間たちは仕事に支えられています。でも、状況は本当に厳しいので、たぶん新しい扱い手は育つてこないだろと思します。

【武田】 結局、無理やりやらされている本当に厳しいので、たぶん新しい扱い手は育つてこないだろと思します。

## 当事者の求める「質」、事業者の考へる「質」

### 『質に見合つず単価設定を』

【武田】 利用者と事業所が対立するような構造が蔓延しているのではないか、という指摘はそのとおりだと思います。そこで、障害者と対立する事業所は悪い事業所として淘汰されるというビジネスモデルは、確かにあります。

質について、サービスを受ける側の立場としては、日常生活の介助における質をどうとらえているのかお聞きしたいと思します。

【小森】 なかなか難しい問題ですが、るべき質というのは、もちろん障害種別によつても違うし、極端にいえば当事者

みたいで、「もうこう状況でもうまくやり繰りする事業所が優秀だ」みたいな感じで、利用する側も、やつてもられない事業所を責めたりする。明らかに無理な国のことばじあるし、夢もあるし、将来に向けてしなければいけないことがたくさんあります。だから、給料が下がり、ボーナスが出ない中でも、子が育つ環境をつくっていきます。多くの職員や仲間たちは仕事に支えられています。でも、状況は本当に厳しいので、たぶん新しい扱い手は育つてこないだろと思します。

【廣瀬】 確かに利用者の実感としては、へんな権利条約を批准しても、ハンディを持つ人への日本社会の考え方や扱い方が変わらない限り、なかなか難しそうと思します。

【廣瀬】 確かに利用者の実感としては、へんな権利条約を批准しても、ハンディを持つ人への日本社会の考え方や扱い方が変わらない限り、なかなか難しそうと思します。

【高木】 私たちの園では、家庭訪問や保護者との懇談会は、子どもをトータルに支えるうえで直接的な援助と同じくらい重要だと考えているので、以前は懇談会の日は当該クラスを1日休みにして、たっぷり懇談していました。

でも、日払い方式になつて以後、1クラスを丸ごと休ませることが難しくなつたので、なんとか苦心して、午前中だけは懇談会に充てるようにしていました。そのため保護者からは、「職員がいつもバタバタしていて、落ち着いて話すにくい」「職員との話し合いでなく、保護者同士の交流も減つて、悩みを共有しにくくなつた」という声が出

ました。単に「就労しながら」という掛け声だけでなく、「支えられつつ支える」動き支援を使って外出中に体調を崩した場合、業界の下で、事業所と障害者がいがみ合う状況がつくり出されているのは、本当に腹立たしいと思います。障害を持っている人たちを尊敬できるような社会にならないとダメです。ハンディを持っている人はそれだけで大変なんだ、ということをもっと知らないと。自立支援法だけでなく、障害者の権利条約を批准しても、ハンディを持つ人への日本社会の考え方や扱い方が変わらない限り、なかなか難しそうと思します。

【廣瀬】 確かに利用者の実感としては、へんな権利条約を批准しても、ハンディを持つ人への日本社会の考え方や扱い方が変わらない限り、なかなか難しそうと思します。

【廣瀬】 確かに利用者の実感としては、へんな権利条約を批准しても、ハンディを持つ人への日本社会の考え方や扱い方が変わらない限り、なかなか難しそうと思します。

## 座谈会

てきました。

**(武田)** つまり、高木さんたちが現場で実践されている援助の質と国の単価設定がつり合っていないということでしょうか。やはり質と単価はセットで考えないといけない部分があるように思いますし、そのためには、廣瀬さんがおっしゃった「見守り」も含めた「質」を、もっと田に見える形で示すことが必要です。

自立支援法を切り口に、

## 日本の福祉を考える

**[武田]** サービスの切り売りや成果主義など、日本社会が抱えている問題が自立支援法にも象徴的に現れているように

思いますが、そうした現状を見据えた上で、今後、私たちはどうしていいべきでしょうか。

**廣瀬** 利用者をトータルに支えるという観点から、援助の質の重要性を主張し続けたことが大事だし、必要なう私たちの側から積算根拠を示さなければならないと思います。その意味では、現在のキーワードのひとつは「分権」ですから、市町村は国に対して、市民の顔が最もよく見える行政の最前線として、きちんと積算根拠を示す責任がありますし、私たちはそれを市町村に求めていくことが大切だと思います。

ないと思つています。その中で、かつてお  
賀一雄先生（※註1）が示された「この子  
らを世の光に」という価値観を、現代にふ  
さわしい形で示していくことが私たちの役  
割でしようし、それは実践の中でこそ証明  
できます。ですから、状況は大変ですが絶  
望感はありません。具体的には、地域で自  
立支援協議会（※註2）をつくることや市  
町村行政とリンクしてくことなどを課題  
として追求していきたいと考えて  
います。

【武田】まさに同感です。今日は、自立支援法を切り口に、日本の社会福祉のあり方そのものを考える機会になりました。障害を持つ人びとの生活は明日も明後日も続きた法律なので、これを機に、いろいろな人たちとの間で社会保障や福祉や教育の方を深め合い、子どもが育つ環境づくりをしっかりとしていきたいと思っております。



**【小森】** 応益負担については、やはり厚生労働省交渉などを重ねて、改善していくしかないと思います。自立支援法が、実際に支援を必要とする人が使って、私たちの暮らしを豊かにするサービス提供の仕組みになればいいなと思います。

それと、身体障害者の場合、ピア・ヘルパーを活用することで地域生活を成立させる可能性があります。その意味ではもっと短期間で取得できるヘルパー資格も含めて、福祉職の仕事や資格について

政治家ですら「格差是正」を言わざるを得ない状況になつてきましたので、個人的には一定の期待をしています。私たち福祉に関わる人間は、今後の日本の社会のあり方について提言するにふさわしい立場にいると思いますし、そのためにはあきらめずに対話を続けていかないといけません。

ので、実際に、実習生やボランティアの人たちは、子どもたちや保護者と接することで、大きく変わり、人として成長していきます。私たちとしては、保護者みんながそう思えるように支援したいと考えていますが、自立支援法ができる、厳しい状況になつた分だけ、あらためて制約のある人々の生活を考え、福祉や教育の意味を考え、生きることの意味を考え、いろいろな人たちとの語り合いや連携の機会が増えた

た

(※註1) 美齋一雄(1814~1868)

西日本で最初の重度心身障害者施設「びわこ学園」の設立者。障害があっても人としての命を尊重するとの姿勢から「この子らを世の光に」と唱え、その理念は現在も福祉関係者に受け継がれています。

(※註2) 白立吉権協議会

相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果す協議の場として、市町村や都道府県に設置される組織

## 輝く子どもの笑顔のために

友岡保育園（長岡京市）園長 岡 純 弘



私の周りには、幸いにもたくさんの子どもたちの笑顔があり、その愛らしい笑顔に接する時、大きな幸せを感じ、そして元気をもらっています。しかし、いったん世の中に目を向けると核

悲惨な事件に少なからずとも影響しているのではないかでしょうか。

家族化が進んだ現在、児童虐待、犯罪の低年齢化、少年による残虐行為など、子どもを取り巻く環境は必ずしも平坦なものではありません。

### ○集団の中で育つ子どもたち

子育てには、時間と労力と財力を使います。

それなら「子どもなしの生活の方が……」という発想から少子化に歯止めがきかない状況の中、保育園では集団生活の特性を生かし、少子化からくる異年齢児のかかわりの少なさをいろいろな年齢の友だちやたくさんの保育士と生活や遊びを共にすることで、同年齢だけの生活では得られなかつた刺激を感じ、豊かな人間関係の中、「人とかかわる力」を育てていけるようになります。

私の生まれ育った昭和30年代は、今、巷で流

### ○愛されて育つた子どもたち

行っている映画のキャッチコピーを使わせてもらうならば、「パソコンも携帯電話もなかつたけれど……」という時代で、確かにみんなが同じ方向を向いて希望を持つ日々の生活を送っていたように思います。そして、町には溢れる子どもが集団を作り、縦割りの中で秩序が守られ、「してもいいこと、悪いこと」が自然と身についていました。昔と今を比べても仕方のないことですが、やはり、子どもは子どもの中で揉まれ、年上の子が年下の子（弱者）を守るといった原体験の少なさが、前述のような最近の

ので、すぐには無理でも少し心かけて接するだけでも子どもの中には、「頑張れる気持ち」が沸々と湧いてくるのだと思います。

### ○よりよい子育て環境のために

今の子育て環境を見渡した時、忙しすぎる父親悩みを抱えながら子育てをしている母親の実態が浮き彫りになっています。そこで改善しなければならないことは、意識改革も含めて、男性の職場環境を見直し、お父さんの子育て参加により、さまざまな面でお母さんのサポートができるべきです。そして、何より精神的に女性（母親）を大切にすることが、ひいては子どもの幸せにつながるのではないかと思います。

誰もが願う想いはひとつ、「子どもの笑顔を見るために」。親が幸せな気持ちでいれば子どもの表情も明るくなるのが感じています。しかし、ちょっとでも元気がなかつたり、イライラしていると笑顔を見せる回数が少なくなってしまいます。できるならば、「好循環」（こんな言葉はないと思いますが）で子育てを進められるといいですね。そして、困った時は自分で考え込みます、「コミュニケーションの中で育て合うことも必要なことだと思います。

輝く子どもたちの笑顔のために、まずはお父さんお母さんが笑顔でいらっしゃることが何より大切なことです。

●新年号よりカラー印刷でリニューアルしました。今後とも読みやすい紙面づくりに努めています。



「京都の福祉」へのご意見、感想、とりあげてほしいテーマなどお寄せください。  
表紙の写真も募集しています。

(注)本会へのご意見等は、右記URLの「お問合せフォーム」を通じてお寄せください。

**京都の福祉** 毎月1日発行 昭和36年7月26日 第3種郵便物認可

発行所 京都府社会福祉協議会

発行人 森 育 寿

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375

TEL 075-252-6291 FAX 075-252-6310

URL <http://www.kyoshakyo.or.jp>